

7・2 ILO 海上労働条約

平成 28(2016)年 2 月、第 2 回 ILO 特別 3 者委員会が開催され、当協会は、海上労働証書の更新検査が終了した場合、海上労働証書の有効性を有効期間満了日から 5 か月間延長できるようにするため、国際海運会議所(ICS)を通して条約改正案を提出し、全会一致で採択された。これにより、更新検査が終了したあと、既存の海上労働証書の有効期間内に新証書を受け取ることができない場合は、新証書を受け取るまで最長 5 ヶ月間の海上労働証書の有効性が認められることとなる。平成 30(2018)年末に改正条約が発効される見込。